

足助村ご利用案内



営業期間 3月16日(土)～11月4日(月祝)

ただし、夜間のご利用は、GW、7月～9月の土・日と祝日、8/10～8/20

休村日 木曜日 (GW、夏休み期間中は無休)

※豊田市東部に警報(大雨・暴風・洪水)が発表された場合は休業します

ご予約について

3月1日(金)より予約受付開始。※(電話受付 9:00～17:00 木曜定休)

ただし、7月20日(土)～9月1日(日)のご予約は6月1日(土)9時より受付

必ず三州足助屋敷へ電話(代)0565-62-1188)で予約の上ご利用ください

○ご利用日の60日前～3日前の間に限り、インターネットで予約ができます

ご予約・空き状況の確認 ⇒



施設のご案内

・バンガロー・全5棟 ※雨天対応

各棟の庭に備付けのバーベキューコンロがあります

・バーベキュー専用施設(屋根付全8基) ※雨天対応

備付けコンロを囲み、イスに座ってバーベキューができます。流し台は共同使用

ご利用料金

○バンガロー(※定員数の内、未就学の乳幼児は2名で1人として) ※人数厳守 ※宿泊利用休止中

利用	利用時間	炭網	料金	定員	設備	ご利用いただけるもの
昼間	11時～15時	無	7,000円	8人	畳間8畳・板間 4.5畳、流し、 洋式トイレ、 BBQコンロ(庭)	種火、火箸、うちわ 包丁、まな板、 ざる、ボール、 スポンジ、洗剤
		有	8,000円			
夜間	16時～20時	無	8,000円	8人		
		有	9,000円			

○バーベキュー専用施設(※定員数の内、未就学の乳幼児は2名で1人として) ※人数厳守

利用	利用時間	炭網	料金	定員	ご利用いただけるもの
昼間	11時～15時	無	4,000円	8人	種火、火箸、うちわ 包丁、まな板、ざる、 ボール、スポンジ、 洗剤
		有	5,000円		
夜間	16時～20時	無	4,000円		
		有	5,000円		

※料金の中、下段は備品(網、鉄板いずれか1枚及び炭2kg)のセット代込みです

ご予約・お問い合わせ先

三州足助屋敷 (代)0565-62-1188 (電話受付 9:00～17:00 木曜定休)

444-2424 豊田市足助町飯盛 36 HP <http://asukeyashiki.jp>

○カーナビ入力 現地・足助村住所及び電話…豊田市岩神町川見 13-4 0565-62-1800

足助村のお食事・食材 ※要予約(3日前まで) ※各コース2名様より承ります

・お手軽コース A・Bセット 2,600円 レディースセット 1,900円

Aセット(牛カルビ150g、豚肉150g、ZiZi工房フランクフルト、五平餅)食器付

Bセット(生アユ、鶏肉150g、豚肉150g、ZiZi工房フランクフルト、五平餅)食器付

レディースセット(鶏肉100g、豚肉100g、ZiZi工房フランクフルト、野菜3種盛、五平餅)食器付

・単品メニュー ※飲物以外は3日前までにご予約下さい

・生アユ	550円	・ZiZi工房フランクフルト	350円	・五平餅	350円
・缶ビール・地酒	400円	・地元産白飯(2合から)1合	350円	・野菜盛り(2人前)	600円

・その他 網、鉄板の追加料金 600円/枚 ・炭(2kg)800円※1kg売りあり

キャンセル料のご案内

お客様の都合により予約をお取消しになる場合はキャンセル料を申し受けます

・ご予約日の前10日から前日までは、施設利用料金の30%

・ご予約日の当日は、施設利用料金及び食事料金の100%

お持込・お連れ出来ないもの

・電化製品 ・大きな音の出るもの(オーディオ機器・楽器等)

・犬などのペット ・BBQコンロ、焼き台・イス

その他お願いごと

・駐車場は隣の川見駐車場が便利です(1台500～600円。もみじまつり期間は別途)

・食材・お飲物のお持込も出来ますが、ゴミは所定のゴミ箱へ捨てて下さい

・香嵐溪は国定公園、特別鳥獣保護区ですので花火は禁止されています

・川遊びは決して安全ではありません。吊橋からの飛び込みは禁止です

・小さなお子様からは目を離さないで下さい

・川釣りは遊漁券が必要です(雑魚日券(1000円)は受付にて販売)

・エリア内での事故、盗難については責任を負いません

・施設の器具等の破損等は弁償していただきます

・川遊びの後、そのまま建物に入るなどして次のご利用の方へ迷惑になるような行為をされた場合は、別途清掃費を頂く場合があります

・ルールをお守り頂けない場合は、利用をお断りさせて頂く場合があります

・当日の利用状況:問合せは足助村(0565-62-1800)へご連絡ください

※当施設は、豊田市条例を遵守しております

【豊田市暴力団排除条例について】

当施設は豊田市暴力団排除条例を順守しており、同条例第7条1項及び第2項に「当該公の施設の利用が暴力団の利益になると認められたときは、施設の利用を許可しない、許可を取り消し利用の中止を命ずることができる」とあります。そのため、当施設を利用するお客様に際しては、「集団的または常習的不法行為等を助長するおそれのある団体、または反社会的団体の構成員またはこれに準ずるものではないこと」を了承の上、ご利用をお願いしております。

